

令和 6 年度 熊本県社会福祉振興基金 助成金交付要項

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法人熊本県社会福祉協議会会長(以下「県社協会長」という。)は、熊本県社会福祉振興基金設置規程第 5 条に規定する事業の振興を図るため、民間福祉団体の活動等に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、この要項の定めるところによる。

(助成対象事業及び助成金の額)

第 2 条 助成の対象事業並びに助成金の額については、別表のとおりとする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(助成金の申請)

第 3 条 前条の助成金の交付を受けようとする者(以下「助成事業者」という。)は、令和 6 年度熊本県社会福祉振興基金助成金交付申請書(別記第 1 号様式)に助成事業実施計画書(別記第 2 号様式)及び助成事業収支予算書(別記第 3 号様式)を添えて、別に定める期日までに県社協会長へ提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 4 条 県社協会長は、前条に規定する申請書を受理した場合において、審査のうえ適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、令和 6 年度熊本県社会福祉振興基金助成金交付決定通知書(別記第 4 号様式)により、その旨を助成事業者に通知するものとする。

2 県社協会長は、助成金の交付目的を達成するために、必要がある場合は助成金の交付決定に際し条件を付することができる。

(助成金の請求)

第 5 条 前条に規定する交付決定を受けた助成事業者は、助成金の請求について、熊本県社会福祉振興基金助成金請求書(別記第 5 号様式)を県社協会長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第 6 条 県社協会長は、前条に規定する請求書を受理したときは、速やかに助成金の交付を行うものとする。

(実績報告)

第 7 条 前条の規定により助成金の交付を受けた助成事業者は、当該年度末日までに事業を完了するものとする。

2 助成事業者は、助成金に係る事業を完了した日から 30 日以内若しくは事業翌年度の 4 月末日のいずれか早い日までに、令和 6 年度熊本県社会福祉振興基金事業実績報告書(別記第 6 号様式)に助成事業実施報告書(別記第 7 号様式)

及び助成事業収支精算書（別記第 8 号様式）を添えて県社協会長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第 8 条 県社協会長は、前条の規定により事業実績報告書を受理した場合において、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を助成金交付確定通知書（別記第 9 号様式）により助成事業者に通知する。

（調査等）

第 9 条 県社協会長は、助成金交付にかかる事業若しくは助成金の使用に関し、その状況を調査し、又は必要な報告を徴することができる。

（交付の取り消し等）

第 10 条 県社協会長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の交付申請をしたとき。

(2) 第 4 条第 2 項により、県社協会長が付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、助成事業等について交付すべき助成金の額の確定があった後、同項に規定する事実が認められたときにおいても適用するものとする。

（文書等の保管期間）

第 11 条 この助成事業に関する文書等の保管期間は、5 年とする。

（雑則）

第 12 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要項は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。